江南市防犯対策費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内における犯罪発生の抑制を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、住宅等に防犯用具を設置する者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助するために交付する江南市防犯対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、江南市補助金等交付規則（昭和３１年規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象防犯用具）

第２条　補助の対象となる防犯用具は、犯罪の発生の防止を目的として、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が住所を有し、かつ、現に居住する住宅（附属する家屋を含む。以下同じ。）に設置する次の各号に掲げるものであって、当該各号に定める基準を満たすものとする。

（１）防犯カメラ　住宅の敷地内及びこれに隣接する必要最小限の公共空間を撮影するために固定して設置するものであって、２４時間継続的に稼働し、かつ、撮影した画像を記録する機能又は装置を有するもの。

（２）センサーライト　住宅の敷地内及びこれに隣接する必要最小限の公共空間を上方から照射するために固定して設置するものであって、人感センサー等により自動で点灯する機能を有するもの。

（３）表示板　看板、ステッカー等により、住宅の敷地内に防犯カメラが設置されていることを明示するもの。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者であること

（２）防犯用具を設置する市内の住宅に現に居住する世帯の世帯主又は世帯員であること

（３）市税の滞納がない者であること

（４）江南市暴力団排除条例（平成２４年条例第１７号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと

（５）補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその属する世

帯の構成員のうちに、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと

（６）防犯用具を設置する住宅を所有する者、又は当該住宅に防犯用具を設置することに関しその所有者等の同意を得ている者であること

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新品の防犯用具の購入費用及び当該防犯用具の設置費用とする。ただし、表示板にあっては、防犯カメラに係る補助金と併せて申請するものに限る。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額とし、１０，０００円を限度とする。ただし、その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請及び実績報告）

第６条　申請者は防犯用具を購入した日の属する年度の２月最終営業日までに、江南市防犯対策費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１）及び江南市防犯対策費補助金交付請求書（様式第２）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）補助対象経費の領収書の写し

（２）設置した防犯用具の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

（３）防犯用具設置後の写真（設置した機器等の写真及び設置位置が確認できる全景写真）

（４）その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

３　第三者から賃借する住宅に居住している者が補助金の交付を申請する場合は、住宅の所有者又は管理者の同意を得て、前項に規定する交付申請書の所有者同意欄に同意を得た者の氏名、住所、連絡先を記載するものとする。

（交付決定等）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

２　交付の決定及びその通知は補助金を交付すべきものと認めた申請者が指定する金融機関の口座への入金をもって行うものとする。

３　市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を江南市防犯対策費補助金不交付決定通知書（様式第３）により申請者に通知するものとする。

（検査等）

第８条　市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

２　交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、市長の求めに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）第３条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

（２）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第１１条　補助金の交付を受けて設置した防犯用具は、交付決定を受けた日から起算して１年間は、原則、譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（免責）

第１２条　補助金の交付を受けて設置した防犯用具の設置、使用、管理等により生じた事故、損害その他第三者との紛争について、市はその一切の責任を負わない。

（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月１日から施行し、同日以後に購入した防犯用具に係る補助金について適用する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付した補助金に対する第９条及び第１０条の規定の適用については、この要綱はその時以後も、なおその効力を有する。

（表面）

様式第１（第６条関係）

江南市防犯対策費補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

江南市長　様

申請者　郵便番号　483-

住　　所　江南市

氏　　名

電話番号

世帯主氏名

※申請者と同じ場合は不要

江南市防犯対策費補助金の交付を受けたいので、江南市防犯対策費補助金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">防犯用具種</td><td rowspan="2">防犯カメラ</td><td>購入日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>基数・製品名（型番）</td><td>基</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">センサーライト</td><td>購入日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>基数・製品名（型番）</td><td>基</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象経費
※ポイント等値引分除く</td><td colspan="2">防犯用具の購入費用
（設置費用・表示板購入費用含む）</td><td>金　　円（税込）</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金交付申請額
（請求金額）
補助率　1/2</td><td colspan="2">補助対象経費×１/２
限度額10,000円</td><td>金　　円
（1,000円未満切り捨て）</td></tr>
</table>

添付書類等

（１）補助対象経費の領収書の写し

（２）設置した防犯用具の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

（３）防犯用具設置後の写真（設置した機器等の写真及び設置位置が確認できる全景写真）

（４）その他市長が必要と認める書類

※裏面に誓約事項がありますので、必ず申請者が記入の上ご提出ください

（裏面）

誓約書

誓約事項（□ に ✔ を入力してください ）

□ **申請にあたり、次の事項を確認のうえ、これを遵守することを誓約し、申請内容に虚偽があった場合は、市に補助金を返還することに同意します。**

一　江南市暴力団排除条例（平成２４年条例第１７号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではありません。

二　市税の滞納はありません。

三　同一の世帯に、江南市防犯対策費補助金の交付を受けている者はいません。

四　防犯用具は、自らが居住する住宅の敷地内に設置するもので間違いありません。

五　防犯カメラの撮影範囲に道路等の公共空間が入る場合は、江南市の「防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン」に沿って、適切な運用に努めます。

六　補助金の交付を受けて設置した防犯用具の設置、使用、管理等により生じた事故、損害その他第三者との紛争について、市に一切の責任を問いません。

七　補助金の交付決定を受けた日から１年間は、原則、防犯用具を譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等の処分を行いません。

八　防犯用具を設置する住宅の所有者は、本人（同一世帯の者を含む）若しくは当該防犯用具の設置の同意をした者で間違いありません。

⇩

（賃貸の方のみ）　※ 申請者で記入可。同意した方が記入する必要はありません

防犯用具の設置を同意した所有者名	所有者氏名（管理者名称）	
	住所	
	電話番号	

様式第２（第６条関係）

江南市防犯対策費補助金交付請求書

年　　月　　日

江南市長　様

郵便番号　483-
住　　所　江南市
氏　　名

江南市防犯対策費補助金について、次のとおり請求します。なお、振込先には下記の口座を指定します。

１　交付請求額　　金　　円

２　振込口座

<table>
<tr><td rowspan="3">振込先口座</td><td colspan="2">銀　行
信用金庫
農　協</td><td>本　店
支　店
出張所</td><td>種　目
１普通預金
２当座預金</td><td>口座番号</td></tr>
<tr><td>金融機関コード</td><td>支店コード</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>口座名義人</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第３（第７条関係）

年　　月　　日

様

江南市長

江南市防犯対策費補助金不交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のありました　　年度江南市防犯対策費補助金については、次のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

＜不交付決定理由＞